

各社会福祉施設等の長 様

埼玉県福祉部長（公印省略）

南海トラフ地震臨時情報を踏まえた対応について（通知）

本県の社会福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和6年8月8日に発生した日向灘を震源とする地震の関係で、気象庁より南海トラフ地震臨時情報として「巨大地震注意」が発表されたことを踏まえ、厚生労働省から、県内各社会福祉施設等への災害警戒に関する注意喚起を行うよう依頼がありました。

埼玉県は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されてはいませんが、南海トラフ地震が発生した場合、埼玉県の震度は5弱から5強程度の揺れが予想され、被害が発生する可能性があります。

については、貴施設におかれても、下記について改めて確認等いただくようお願いいたします。

記

1 非常用自家発電設備や備蓄等の確認

- ・非常用自家発電設備（設備・燃料の確認等）、水や食料等の備蓄状況を確認してください。

（平成30年10月19日付け厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」参照）

2 被害等があった場合を想定した連絡体制の構築・確認

- ・被害の有無にかかわらず、発災後直ちに自施設の状況を災害時情報共有システムに入力してください。
- ・システムによる情報収集ができない施設において被害が発生した場合、あるいはシステムによる報告が難しい場合は、別添のExcel様式により、貴施設を所管する下記の担当課あて被害状況を報告してください。

【担当課（連絡先）】

○障害者支援課	施設支援担当	0 4 8 - 8 3 0 - 3 3 1 4
	地域生活医療的ケア児支援担当	0 4 8 - 8 3 0 - 3 3 1 7
○高齢者福祉課	施設・事業者指導担当	0 4 8 - 8 3 0 - 3 2 5 4
○こども支援課	保育政策担当	0 4 8 - 8 3 0 - 3 3 2 8
○こども安全課	養護担当	0 4 8 - 8 3 0 - 3 3 3 1
○社会福祉課	生活保護担当	0 4 8 - 8 3 0 - 3 2 8 0
	医療保護・生活困窮者支援担当	0 4 8 - 8 3 0 - 3 2 8 2